

II 障害別の課題

1. 盲学校における課題

1) 盲学校における教育課程の現状と課題

教育課程は、それぞれの学校において、児童生徒を調和のとれた人間として育成するために、児童生徒の障害の状態や発達段階、地域や学校の実態等を総合的に考慮して適切に編成されるものである。

ところで、盲学校の現状をみると、平成 14 年度の盲学校の数は 71 校（分校 1 を含む。）で、児童生徒数は 3,926 人（幼稚部 265 人、小学部 672 人、中学部 510 人、高等部 2,479 人）である。また、重複障害学級の在学者数は、幼稚部が 67 人（25.3%）、小学部が 331 人（49.3%）、中学部が 187 人（36.7%）、高等部が 206 人（8.3%）である。

これらについて、この 10 年間の推移をみると、学校数は 1 校増えたが、児童生徒数は、幼稚部ではやや増加傾向にあるものの、全体的には、年々減少している。特に、小・中学部における減少が目立っている。また、重複障害学級の在学者数も増加しており、小・中学部での重度・重複化が顕著である。したがって、盲学校における教育課程について考えるに当たっては、この点に留意する必要がある。

(1) 盲学校における教育課程編成の状況

盲学校の教育課程をみると、各教科、道徳（小・中学部）、特別活動と「総合的な学習の時間」は、基本的には、小・中学校等と同じであるが、具体的な内容の取り扱いについては、個々の児童生徒の視覚障害の状態等に応じて配慮し、適切な方法を創意工夫することによって効果的な指導が行われるようにしている。また、盲学校の教育課程には、特別の指導領域として自立活動が位置づけられている。自立活動は、児童生徒が自立を目指し、視覚障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とした指導領域である。

また、先に述べたように、近年は、盲学校における児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であり、いわゆる小・中学校等に準じた教育課程だけでなく、児童生徒の実態に応じて、学習指導要領に示された重複障害者等に関する特例により、下学部・下学年適用の教育課程、知的障害養護学校代替の教育課程、自立活動を主とした教育課程などを編

成する例も多くみられる。

ここで、独立行政法人国立特殊教育総合研究所が平成 13 年度に行った盲・聾・養護学校の教育課程編成状況調査（以下「特殊研調査」という。）の結果をもとに、盲学校各部ごとに教育課程の編成状況を整理すると、表 1 のようになる。

表 1 盲学校の教育課程の編成状況

	小学部	中学部	高等部
小・中学校等に準じた教育課程	41.8%	48.0%	60.3%
下学部・下学年適用の教育課程	15.8	19.2	13.7
知的障害養護学校代替の教育課程	27.6	18.1	17.7
自立活動を主とした教育課程	14.2	13.5	8.1
訪問教育による教育課程	0.2	0.3	0.2
一部幼稚部教育要領を取り入れた教育課程	0.4	0.9	

これを、表 2 に示すような昭和 62 年度に文部省（当時）が行った盲・聾・養護学校の教育課程実施状況等調査の結果と比較すると、高等部では、それほど変化はみられないものの、小・中学部においては、「小・中学校等に準じた教育課程」を編成している割合が減少し、逆に、下学部・下学年適用の教育課程、知的障害養護学校代替の教育課程を編成している割合が増加している。これは、盲学校小・中学部における児童生徒の障害の重度・重複化、多様化と符合している。

表 2 昭和 62 年度の教育課程実施状況等調査の結果

	小学部	中学部	高等部
小・中学校等に準じた教育課程	61.0	62.3	65.8
下学部・下学年適用の教育課程	11.1	12.0	12.1
知的障害養護学校代替の教育課程	10.4	10.3	13.1
自立活動を主とした教育課程	17.2	14.8	9.0

訪問教育による教育課程	0.3	0.6	
一部幼稚部教育要領を取り入れた教育課程			

ア 「小・中学校に準じた教育課程」の編成状況
 特殊研調査をもとに、小・中学部の実施授業時数について、小・中学校の標準授業時数と比べてみると、各学年の総授業時数は、小学部で約 20 時間、中学部で約 30 時間上回っているが、各教科では、全体的に少なくなっている。特に、国語、社会、体育（保健体育）は、小学部で 10～15%、中学部で 5～10%少なくなっている。この分、小学部では、「自立活動」に約 80 時間、移行措置による「総合的な学習の時間」に約 60 時間、中学部では、「自立活動」に約 60 時間、「総合的な学習の時間」に約 45 時間が振り向けられている。したがって、学習指導要領に示された学習内容の定着を図るためには、専門性の高い指導の下に、学習集団が少人数である利点を生かしたり、自立活動での学習の成果を各教科の学習に生かすようにしたりすることが必要である。この点への配慮が十分でないと、盲学校における教育の意義が問われることになる。

イ 「下学部・下学年適用の教育課程」の編成状況
 「下学部・下学年適用の教育課程」の編成について、国語、算数（数学）での実態をみると、1、2 学年下の教育課程を適用しているグループと 3、4 学年以上下の教育課程を適用しているグループに大きく分かれ、後者の割合が高い。しかし、学年が進むにつれて後者の割合は低下している。これは、児童生徒の実態が多様であることによるが、下学部・下学年の教育課程を編成することによって、その教育効果がみられることを示している。

ウ 「知的障害養護学校代替の教育課程」の編成状況
 「知的障害養護学校代替の教育課程」を編成している場合、小学部では、「日常生活の指導」が中心であり、中学部では、「自立活動」や「生活単元学習」、「日常生活の指導」のほかに、国語、数学、音楽、保健体育などの各教科も取り入れている。また、高等部では、各教科や「自立活動」のほかに「作業学習」を加えて教育課程を編成しているのが特徴である。

エ 「自立活動を主とした教育課程」の編成状況
 小学部では、「自立活動」のほかに「日常生活の指導」を加えて教育課程を編成し、中・高等部では、「日常生活の指導」をやや少なくして、「生活単元学習」を増やすようにしている。なお、高等部では、

「自立活動」をやや減らして、「作業学習」を増やすようにしている。

(2)各教科における指導上の配慮

視覚に障害があると、視覚を活用することができず、触覚や聴覚などの視覚以外の感覚を活用して外界の認知を行ったり、視覚を活用することができても、細かい部分がよく分からないとか、視知覚の速度が遅かったり、不正確であったりするために、視経験の量が不足したりする。

このため、視覚に障害があると、行動が制限されたり、視覚を通しての情報の入手が制約されたり、視覚による模倣が困難であったりすることから、体験や概念の形成が十分でない場合がある。

そこで、視覚障害児の指導に当たっては、次のような配慮が必要となる。

- ① 視覚的な情報を触覚や聴覚で把握できるようにすること。
- ② 具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて具体的に指導し、正確に言語の意味を理解できるようにすること。
- ③ 限られた情報を基に全体を予測し、それを確かめながら学習を進めるようにすること。
- ④ 弱視レンズなどの視覚補助具を活用して普通の文字や図等を正確に速く読み取ることができるようになること。
- ⑤ 教材の文字や図等を拡大したり、単純化、明確化したりして見やすくすること。
- ⑥ 視覚障害児のために工夫、開発された教材・教具を活用すること。

以上のことから、視覚に障害のある児童生徒に、学習指導要領に示されている各教科等の内容を確実に身に付けさせるためには、これらの配慮事項を踏まえた指導を行うことが重要である。しかし、近年、盲学校教育における専門性が十分ではないという指摘がある。また、文部科学省が行った平成 14 年度の盲・聾・養護学校教員の特殊教育教諭免許状保有状況等調査においても、盲学校教員における盲学校教諭免許状の保有率は約 25%で、他の校種に比べて低い。この点からも、上記配慮事項の意義を改めて問い直す必要がある。

今回の学習指導要領の改訂において、盲学校における各教科指導上の配慮事項の見直しが行われ、指導方法の工夫として触覚教材や拡大教材の活用に加えてコンピュータ等の情報機器の活用の重要性が強調された。したがって、盲学校における各教科の指導においては、これらの配慮事項を踏まえた上で、例えば、国語科における点字の読み書きの系統

的な指導，社会科における地図の指導や見学・調査の際の配慮，算数・数学科における盲児に対するそろばんの指導（筆算に代わるもの），図形の書き表し方や表・グラフの読み取り方，計測機器の使い方，点字数学記号の指導，理科における実験・観察の指導の際の工夫や点字理科記号の指導，音楽科における点字楽譜の指導，英語科における英語点字略字の指導などの充実を図る必要がある。

(3) 自立活動における指導

盲学校における自立活動の指導内容としては，例えば，上手な触覚の活用，的確な周囲の状況の把握，白杖を用いた一人での歩行，視覚的な認知能力の向上，視覚補助具の活用，目の病気を悪化させないための視覚管理，情報機器や情報通信ネットワークの活用に関する指導などを挙げることができる。

全国盲学校長会が平成7年度に行った自立活動（当時は，「養護・訓練」）に関する調査結果から，実際に盲学校で行われている自立活動の指導内容を挙げると，次のとおりである。

① 盲児に対して小学部では，歩行指導，点字指導，手指操作の向上，パソコン，ADLの順に上位を占め，中・高等部では，歩行指導，点字指導，パソコン，生活訓練の順に上位を占めている。

② 弱視児に対して小学部では，歩行指導，弱視レンズなどの視覚補助具の活用，漢字練習・書写の順に上位を占め，中学部では，漢字練習・書写，弱視レンズなどの視覚補助具の活用，パソコンの順に，高等部では，漢字練習・書写，パソコン，点字指導の順に上位を占めている。

③ 重複障害児に対して小・中・高等部を通じて，生活訓練，歩行指導を中心に，運動動作，手指の巧緻性，作業などが行われている。

また，同調査によると，自立活動の各部ごとの週当たりの授業時数は，表3のとおりで，小学部は週2～3時間，中学部は週1～2時間，高等部は週1時間が中心である。

表3 自立活動の各部ごとの週当たりの授業時数

	小学部	中学部	高等部
1時間	9.9%	36.5%	66.8%
2時間	60.6	46.1	21.5
3時間	27.8	13.2	11.7
4時間	1.4	4.2	0.0
5時間以上	0.3	0.0	0.0

自立活動の指導上の課題としては，専門的な知識を持った教師がいないという指摘が最も多く，次いで一貫して統一された指導が不十分，障害の程度や実態の把握が複雑でとらえにくい，教材・教具が整備されていない，評価診断に苦勞している，自立活動と教科や他の領域との関係が明確にされていないなどの順になっている。これらの指摘は，盲学校教育の根幹にかかわる重要な問題であるといえる。研修を通して教師の専門性を高め，自立活動の指導の質を高める必要がある。

(4) 「総合的な学習の時間」における指導

全国盲学校長会の平成14年度の調査によると，「総合的な学習の時間」の授業時数は，小学部では，各学年とも70時間（週2時間）が最も多く，次いで105時間（週3時間）となっている。3，4年時は35時間，5，6年時は70時間，あるいは，3年時のみ35時間，4年時から70時間というように，発達段階を考慮して学年進行で時数を増やしている学校もある。中学部では，70時間（週2時間）の学校が圧倒的に多く，高等部では，35時間（週1時間）の学校がほとんどである。高等部保健医療科では，半数の学校が「課題研究」との代替を行っている。

学習内容は，小・中学部では，修学旅行や宿泊学習，キャンプ，文化祭などの学校行事に関することを取り上げている学校が最も多く，次いで交流活動となっている。このほかに，小学部では，国際理解，情報，環境が上位を占め，中学部では，進路，自己の生き方が上位を占めている。高等部では，進路が最も多く，次いで学校行事に関連した内容となっている。このほかに，自己の生き方，福祉，情報が上位を占めている。

各部とも4割の学校で外部講師を導入している。小学部では，国際理解の学習との関連でALT等の外国人が多い。中学部は，地域の住民が多く，高等部では，卒業生や視覚障害関係者が多い。

課題としては，教育的に価値の高い学習テーマの設定の仕方と評価の在り方を挙げている学校が多い。

(5) 個別の指導計画の作成と活用

特殊研調査をもとに，盲学校の視覚障害のみの児童生徒の学級（単一障害学級）で自立活動以外に個別の指導計画を作成している状況を示すと，次のとおりである。

表4 盲学校の単一障害学級における個別の指導計画の作成状況

	小学部	中学部	高等部
各教科	37.5%	26.8%	14.1%
道徳	18.5	18.8	
特別活動	16.1	14.5	10.5
総合的な学習の時間	29.2	25.4	15.2
領域・教科を合わせた指導	13.7	11.6	9.8

また、全国盲学校長会の平成12年度の調査によると、個別の指導計画を、どのような期間で作成するかについては、年間が53.3%で最も多く、次いで学期ごとが40.0%となっており、月単位、週単位、単元ごとの学校は、少数である。

個別の指導計画の様式については、学校内で統一している学校が48.3%、学部内で統一している学校が38.3%、教育委員会で示された様式を使っている学校が3.3%、様式が統一されていない学校が10.0%であり、多くの学校では、学校独自で様式を工夫して、個別の指導計画を作成していることが分かる。

個別の指導計画の作成に当たっては、約半数の学校で外部の協力者があった方がよいと考えているが、実際に外部の協力を得ている学校は、10%強にすぎない。なお、この場合の協力者としては、医師、他校の関係者、福祉関係者、歩行訓練士、教育研究機関関係者等を挙げることができる。

(6)交流教育

盲学校の児童生徒数は少ないので、きめ細かな指導ができる反面、児童生徒相互で考えたり、協力し合ったりする学習が困難である。そこで児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために交流教育を積極的に行う必要がある。

全国盲学校長会の平成13年度の調査によると、各盲学校が、交流教育においてどのような力をはぐくもうとしているかについては、人間関係と社会性を挙げる学校が91.4%で最も多く、次いでコミュニケーション能力の向上(64.3%)、個人の尊重と共に活動すること(48.6%)、障害克服への意欲(22.9%)、生活意欲の向上(22.9%)となっている。

ところで、同調査によると、盲学校における交流教育の実施状況は、幼稚部50.0%、小学部100.0%、中学部83.3%、高等部62.3%で、交流回数は、表5

のとおりである。幼稚部では、毎週定期的に交流を行っている学校が3分の1程度あるが、他の部では、学期や年間に数回という学校が多く、高等部では、特にその傾向が強い。

表5 盲学校における交流教育の実施状況

		幼稚部	小学部	中学部	高等部
週	1回	30.8%	7.6%	0.0%	0.0%
	2回	3.8	0.0	0.0	5.3
	3回	0.0	1.5	0.0	2.6
月	1回	11.6	3.0	0.0	0.0
	2回	3.8	7.6	5.5	0.0
	3回	0.0	4.5	0.0	0.0
学期	1回	3.8	7.6	3.6	2.6
	2回	11.6	6.1	12.7	7.9
	3回	3.8	7.6	1.8	0.0
	4回	3.8	0.0	9.1	0.0
	5回	11.6	6.1	3.6	0.0
年間	1回	3.8	4.5	9.1	26.2
	2回	0.0	7.6	14.6	21.1
	3回	7.8	12.1	21.8	21.1
	4回	0.0	10.6	5.5	7.9
	5回	3.8	13.6	12.7	5.3

また、各部における交流内容は、表6のとおりである。1回当たりの交流時間は2時間が多く、交流内容は、小・中学部では、行事交流と授業交流が相半ばするのに対し、高等部では行事交流が中心である。行事交流の内容は、交流会や学芸会、文化祭、運動会などが多い。授業交流では、小学部の場合は、特別活動のほかに、国語、音楽、図画工作、体育などの教科での交流がみられ、中学部では、音楽、体育などの教科での交流が多い。また、中・高等部では、「総合的な学習の時間」における交流が多いのが特徴的である。なお、交流教育における盲学校教員の役割は、交流校の教師とTTの授業を行う場合と、交流校の教師の補助を行う場合とに大きく分かれる。

表6 各部における交流内容

① 1回当たりの交流時間

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
1時間	25.0%	30.0%	13.9%	8.9%
2時間	46.5	36.2	33.8	44.5

3時間	7.1	8.8	9.2	4.4
半日	7.1	17.5	29.2	28.9
1日	14.3	7.5	13.9	13.3

総合的な学習の時間		0.0	25.0	23.1
クラブ		4.5	3.6	15.4
その他	8.3	11.5	21.4	53.9

② 行事交流の内容

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
学芸・発表会	18.9%			
季節行事	32.5			
運動会	13.5	15.6%	18.5%	13.1%
対面会	2.7			
遠足	10.8	13.2		
交流会		22.9	21.0	22.9
学芸会, 文化祭		22.0	27.7	37.7
祭り		3.9		
音楽会		6.8	12.6	6.6
歓迎会		4.9		
集会		2.9		
スポーツ大会			4.2	8.2
その他	21.6	7.8	16.0	11.5

③ 授業交流の内容

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
自由遊び	38.9%			
年齢別保育	38.9			
体操, 散歩	13.9			
全教科		10.3	5.3	0.0
国, 社, 数, 理			3.6	0.0
国語		12.2	0.0	0.0
生活		8.9		
音楽		13.5	25.0	3.8
図画工作, 美術		10.3	3.6	0.0
体育		12.8	12.5	3.8
家庭		3.2	0.0	0.0
特別活動		12.8	0.0	0.0

④ 教育課程上の位置づけ

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
学校行事		41.5%	45.2%	53.3%
H R, クラブ		6.1	9.6	8.9
各教科		46.3	35.6	15.6
教育課程外		6.1	9.6	22.2

⑤ 盲学校の担任の役割

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
相手教師とT T	34.6%	40.0%	37.9%	41.5%
補助的役割	53.9	46.7	42.4	39.0
連絡調整のみ	0.0	9.3	15.2	14.6
その他	11.5	4.0	4.5	4.9

また、児童生徒が居住している地域における交流（いわゆる居住地交流）についても、幼稚部では21.2%、小学部では71.2%、中学部では28.8%、高等部では8.2%の盲学校で実施している。

なお、今回の学習指導要領の改訂で、小・中学校等の学習指導要領に盲・聾・養護学校や障害のある児童生徒などとの交流が盛り込まれたこともあって、90%以上の盲学校で、小・中学校等の「総合的な学習の時間」での交流依頼が増加している。

交流を行うに当たっての問題点としては、次のような点を挙げることができる。

- ・交流の目標が、盲学校と小・中学校等で異なり、対等な交流になりにくい。
- ・行事交流が多く、その場限りの交流に終わってしまうことが多い。
- ・中・高生の盲学校に対する認識が不十分である。
- ・移動手段の確保と経費の捻出が困難である。
- ・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に伴った個に応じた交流内容の工夫が不十分である。
- ・教育課程上の位置づけ、ねらい、方法等が不明確である。

・教科の指導法や重複障害児への指導法が不十分。個別の指導計画の充実と指導法の改善が必要。

・授業時数の確保という面も含めて教育課程の編成や週時程等についての工夫が必要。

その対応として、次のような工夫をしている。

・交流相手の人数を制限するなどして、交流する人数のバランスに配慮する。

・小集団をつくり、児童に合わせた交流内容にする。

・「総合的な学習の時間」やインターネットなどを活用して、個別に交流が図れるようにする。

・相手校職員に対する研修会を開催し、担任の理解と意思疎通を図る。

・日程調整や年間計画の作成などの事前の打ち合わせを重視する。

・教科交流においては、教材を別途準備して対応する。

・多様な障害の理解や授業時数の確保の観点から、適切な交流の回数、時間などを検討する。

・少ない交流を補ったり、逆に交流依頼の増加に対応するため、ビデオレター、テープレター、メールによる交換を行う。

・教育課程上の位置づけやねらい、内容、方法、指導体制などを明確にするための事前の検討を十分に行う。

・保護者が、主体的に居住地での行事や活動に参加できるように、学級懇談会等を通じて支援していく。

・交流対象を同年齢の児童生徒のほかに、高齢者や他の障害を有する人々、地域やボランティア団体などに拡大していく。

・学校週5日制の実施に伴い、土曜日、日曜日を地域で過ごすことが多くなるので、居住地校での交流を更に進めていくように学校全体で考えていく。

・視覚障害者への正しい理解者を一人でも多く育てるために、盲学校の設備見学や点字、介添え歩行の学習を一緒に行ったり、小・中学校等における「総合的な学習の時間」での交流依頼などを積極的に受け入れるようにする。

・長期休業期間を活用した交流の実施。

(7)教材・教具等の工夫と活用

視覚に障害のある児童生徒の教育を適切に行うためには、視覚障害を補うために工夫された各種の触覚教材や拡大教材をはじめ、コンピュータ等の情報関連機器など、特別な施設・設備や教材・教具が

必要である。

具体的には、盲児に対しては、例えば、次のような特色のある教材・教具や設備が活用されている。

・各種の点字図書や録音図書

・凸線で描かれた地図などの触覚教材

・盲人用各種計測器（上皿秤、方位磁石、時計等）

・表面作図器（硬質ゴムをはり付けた作図版の上に特殊な用紙をのせ、その上からボールペンなどで線や図を書くとその部分が凸線になるので、盲児が手で触って分かるように作図することができる教具）

・点字器（各種点字盤、携帯用点字器、点字タイプライタ等）

・立体図形複写装置（図表や文字等を特別な樹脂で加工された用紙に、凸線でコピーすることができる装置）

・視覚障害者のためのコンピュータ：点字や通常の文字で入力し、点字、通常の文字、音声で出力できるように工夫されているシステム）

一方、弱視児に対しては、例えば、次のような特色のある教材・教具や設備が活用されている。

・各種の拡大教材

・教材拡大映像設備（文字や絵などをテレビカメラでとらえ、テレビ映像として30数倍まで自由に拡大して映し出す機器）

・各種の弱視レンズ類（弱視の児童生徒が、近くや遠くの文字や絵、図などを拡大して見るためのレンズ類。遠用弱視レンズと近用弱視レンズに大別され、それぞれ形状や倍率の異なる各種のものがある。）

・書見台（弱視の児童生徒が姿勢良く読書できるように工夫された台）

・視覚障害者のためのコンピュータ（拡大ソフトや音声ソフトにより、見やすい大きさに提示したり、音声で出力できるように工夫されているシステム）

これらの教材・教具等を活用したり、児童生徒の実態に合わせて、各種の自作教材を工夫したりして、指導の効果を高めるようにすることが大切である。

(8)教育相談の充実

視覚障害児に対しては、その障害を早期に発見し、できるだけ早い時期から治療を開始するとともに早期からの教育的対応を行うことが、その子供の発達を促す上で極めて重要である。この早期からの教育相談をも含めて、今回の盲・聾・養護学校の学習指導要領等の改訂においては、盲・聾・養護学校

が教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めることが盛り込まれたのである。

現在、ほとんどの盲学校では、早期からの教育相談をはじめ、障害のある児童生徒や保護者、小・中学校等に対する支援などを実施している。相談や支援の内容としては、点字や歩行の指導、視覚補助具の活用、各教科の補充指導、教科書の拡大、感覚の活用、養育や就学、進路に関する相談など、多岐にわたっている。また、相談や支援の形態も定期的なものを中心に、巡回相談や教材・教具の貸し出し、サマースクールの実施、教員に対する研修など、様々である。

現在は、視覚に障害のある子どもや保護者、視覚障害児が在籍する小・中学校等の学級担任に対する相談や支援が中心であるが、今後は、幅広い障害に対応できるようにしていくことが求められている。

(9)視覚障害教育の専門性

視覚に障害のある児童生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じて、最も適切な教育を行うためには、視覚障害教育の専門性が重要である。この専門性としては、例えば、次のような内容についての知識・理解と実践力を挙げることができる。

- ① 視覚障害児の行動上の特性
- ② 視覚障害児のための指導方法の特色
- ③ 視覚障害児のための教材・教具の工夫と活用
- ④ 各教科における特有の指導内容や指導上の工夫や配慮
- ⑤ 自立活動の指導内容・方法
- ⑥ 視覚障害の原因となっている主な目の病気やその悪化を防ぐための日常生活や学習上の配慮
- ⑦ 視覚障害が子どもの発達に及ぼす影響
- ⑧ 視力検査の実施や弱視レンズの処方
- ⑨ 視覚障害者のための情報機器等の活用
- ⑩ あん摩マッサージ指圧師等の養成などの特色ある職業教育

校内研修などを通して、この専門性を高めていく必要がある。

(10)重複障害児教育

重複障害児に対する教育は、従来の視覚障害教育の考え方、方法では十分に対応できない面がある。したがって、重複障害児に対する指導内容・方法等についての一層の実践や研究が必要である。重複障害児の教育では、学校教育法施行規則や学習指導要領に示されている重複障害者等に関する特例を適用して教育課程を編成することが多い。その際に

は、児童生徒の実態を的確に把握して、特例を適用する根拠を明確にすることが大切である。また、この実態把握を基に、個別の指導計画を作成して、系統的な指導を展開するとともに、適切な評価規準や評価方法を工夫して児童生徒の変容やよい点を明確にすることが重要である。その上で更に指導計画を改善し、実践、評価するといった Plan, Do, See を繰り返していく必要がある。

(11)職業教育と進路指導

視覚障害者に対する職業教育は、あん摩マッサージ指圧師等の養成を中心に行われてきた。今回の盲・聾・養護学校高等部の学習指導要領の改訂においては、特色のある教育、特色のある学校づくりに対応して、弾力的な教育課程を編成できるように、保健理療、理療、理学療法等の教科・科目について内容の大綱化と一層の充実を図ったところである。今後も、医学の進歩や国民の東洋医学に対する関心の高まりなど、時代の変化や要請を踏まえて、盲学校における職業教育の充実・発展を推進して、資質の高いあん摩マッサージ指圧師等を育成していく必要がある。

また、盲学校高等部卒業生の進路は、専攻科や大学等への進学、民間企業への就職、治療院への就職や開業、施設への入所など多様である。今後は、特に、あん摩マッサージ指圧師等の多様な就業の場を確保すること、理療以外の進路の拡大を図ること、点字受験など視覚障害者が大学等に進学しやすい条件を整えること、重複障害者のための収容施設、通所施設、作業所等への進路を確保すること、あん摩マッサージ指圧師等の資格取得が困難な生徒に対する進路指導の充実を図ること、個別の移行支援計画の作成と活用を工夫することなどが大切である。

以上、盲学校における教育課程の状況を概観した。これを踏まえて、盲学校における教育課程編成・実施上の課題を挙げると、次のとおりである。

(1) 視覚に障害のある児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせるために必要な授業時数を確保すること。

(2) 児童生徒の実態に応じて、「小・中学校等に準じた教育課程」、「下学部・下学年適用の教育課程」、「知的障害養護学校代替の教育課程」、「自立活動を主とした教育課程」等を編成するに当たっては、そのような教育課程を編成する根拠を明確に説明できるようにすること。

(3) 各教科の指導上の配慮事項を踏まえた各教科の指導や個別の指導計画に基づいた自立活動の指

導などにおいて、専門的な指導が行われているか、児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしているかどうかの評価を的確に行うこと。

(4) 例えば、点字指導や漢字練習・書写などのように、「自立活動」の時間における指導内容と各教科における指導とが明確でない場合がみられるので、それぞれの目標に沿った指導内容を整理すること。

(5) 「総合的な学習の時間」の指導の充実を図る観点から、指導目標や学習テーマの設定、評価の観点や方法を工夫すること。

(6) 重複障害児の個別の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態と指導目標設定の関係を明確にすること。

(7) 各教科の指導においても個別の指導計画の作成を工夫し、指導と評価の一体化を図るようにすること。

(8) 教育効果をより高めるための交流教育の在り方を創意工夫すること。また、中・高等部においては、交流教育の内容の幅を広げるように取り組む必要があること。

(9) 地域におけるセンター的機能の一環としての教育相談の教育課程上の位置づけを明確にするとともに、視覚障害以外の子供にも対応できるようにすること。相談活動の教育課程上の位置づけを明確にすること。

(10) 個別の移行支援計画を作成して、進路指導の充実を図ること。

(鈴木 篤)

2) 盲学校における重点課題について

(1) 個々の子どもの教育的ニーズへの対応

盲学校においても、他の特殊教育諸学校と同様、障害の重度化や重複化が進んでおり、その上に在籍児童生徒数の減少による学習集団の形成困難や、高等部においては中途視覚障害者の受け入れなど、多様な児童生徒に対応している現状がある。少人数化と多様化ということで、まさに、個々の子どもの教育的ニーズへの対応をしていくことが課せられている。

これからの盲学校における視覚障害教育の重点課題は、一般教育の教育目標でもある「生きる力」の育成と「確かな学力」の向上にむけての専門性のある指導と、在籍児童生徒数の著しい減少の中で、障害の状態に応じた最適な学びの場の提供と、個々の実態に応じた教育課程の編成や個別の指導による教育の充実があげられる。

ア 実態に応じた教育課程の編成と指導の評価

前項でも述べたように、小・中学部は児童生徒数の減少と障害の重度・重複化が顕著であり、いわゆる小・中学校等に準じた教育課程だけでなく、児童生徒の実態に応じて、下学部・下学年適用の教育課程、知的障害養護学校代替の教育課程、自立活動を主とした教育課程など編成している。

ア 小・中学校等に準じた教育課程における課題

小・中学部の義務教育段階では、在籍者の減少と重度重複化の傾向がますます強まっており、準じた教育課程による学習集団が形成しにくくなっている学校も多い。また、準じた教育課程を編成できたとしても、点字等による指導と拡大教材等による指導とで、指導内容が異なり、視覚障害教育特有の教材・教具の活用や指導上の配慮が必要となる。今後は、準じた教育課程が編成できる児童生徒は、さらに減少し、下学部・下学年適応や知的障害養護学校代替の教育課程を編成する割合がより増加していくにしても、盲学校の特色である視覚障害を補う専門的指導による特別な教育は不可欠である。

準じた教育課程においては、学習集団の形成と、点字による指導や教材・教具の活用など、各教科等において特有の指導が実践できる専門性を持った教師集団の確保があげられる。この教師集団が、教育課程の特色や内容を理解した上で、児童生徒の評価をし、かつその指導内容を保護者や地域社会にも理解・評価されるようなシステムが求められている。教員の人事異動が定期的に行われている現状では、専門性を持った教員の採用や校内の研修や授業研究を通して専門性を高め、視覚障害なるが故の特

有の専門的指導力を維持・高めることが課題である。

イ 重複障害学級における教育課程の課題

重複障害学級における教育課程は、別途編成されている。知的障害を併せ持つ子どもたちに対しては、その発達段階に応じて、知的障害養護学校等で行われている教育課程を編成し指導している。しかし、知的障害養護学校の教育課程を取り入れることは必要であるが、それをそのまま取り入れるのではなく、主として視覚障害を配慮した個別的指導が行われなければならない。特に、義務教育段階においては、ますます重複障害教育が中心になっていくと思われる。そこでは、視覚障害を併せ持つ重複障害教育の専門性を重視することが必要であり、多様化する子どもたちの的確な実態把握や保護者の願いを取り入れ、教育課程や指導内容の評価を行うなど、視覚障害を伴った重複障害の教育課程を確立して行くことが必要である。

イ 障害に基づく「生きる力」と「確かな学力」の向上

教育の場としての盲学校は、どんなに障害の重い児童生徒であっても、一人ひとりが大切にされ、一人ひとりが伸び伸びと楽しみながら自己を発揮し、成長できる環境が求められている。教育の目標である「生きる力」の育成とともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するという独自の教育目標が規定されている。重度・重複化が顕著になってきており、教科指導体制が継続されにくい盲学校も生じているが、盲学校なるが故の専門的視覚障害教育部門をきちんと確保していくことが必要である。盲学校は、これからも一般的な教科の指導内容を支える点字等の教材・教具の活用による、専門的かつ特有の指導法を継承し、「確かな学力」を身につけさせるため、視覚障害教育の専門機関としての役割を果たしていかなければならない。

イ 交流教育による「生きる力」の育成

交流教育は、視覚障害児にとって社会性や人間性を育むうえで必要である。小・中学校等の「総合的な学習の時間」による交流の依頼が増加している現状の中で、盲学校側と小・中学校側とで交流の目標が異なっていることが生じており、教育課程上の位置づけやねらい、方法等をお互いに確認しあい、適切な交流の回数や週時程等についての工夫が必要である。

イ 個別の指導計画の作成と「確かな学力」の育成

少人数化でこれまでも個別的指導が行われてき

ているが、単一障害の視覚障害児童生徒に対して、自立活動以外に各教科等の個別の指導計画を作成している盲学校は多い。今後は、さらに一人ひとりに対して個別の指導計画を実施し、児童生徒の主体的学習活動を進めていくことが課せられるものと思われる。

(2) 専門性ある視覚障害教育の場の提供

ア 専門性（ゼネラリストとスペシャリスト）の維持と向上

盲学校は、自立活動の指導や高等部専攻科の職業教育など、視覚障害教育の専門組織の集まりである。このため、盲学校の教師は、視覚障害教育について広く基礎的な知識・技能を有していることは（ゼネラリストとして）必須であり、その上にそれぞれが得意とする専門領域を持つことが（つまりスペシャリストとして）望まれる。視覚障害児童生徒の教育課程を遂行するには、個々の教師の力量もさることながら、視覚障害についての一般的な知識や教育の手立てなどの、ゼネラリストとしての専門性を持つことが基本であり、さらには、視覚障害に対応した各教科や点字の知識・技能を伴った指導、自立活動の歩行指導など、ある部分に特化したスペシャリストとしての高度な専門性も要求される。

しかしながら、この専門性については、大学など教育機関で養成するところが少なく、かつ資格認定するシステムも十分ではない。スペシャリストとしての養成・維持は、現実にはなかなか難しい課題である。この視覚障害教育の専門性を維持・向上するには、個人の資質向上とともに以下のような校内外の組織的対応が必要である。

- ・校内の専門性維持必要性の認識と共通理解
- ・校内専門家集団の連携による指導体制作り
- ・校内外の現職教育（研修や授業研究など）による専門性の維持・向上
- ・教員採用・異動等の適性人事配置化
- ・関連機関・地域の専門家等とのネットワークの構築

イ 自立活動の指導上の課題

自立活動の指導に関しては、専門的な知識を持った教師の不足が課題として挙げられている。盲学校における自立活動の指導内容は、例えば、手による探索操作と空間概念形成、歩行指導、日常生活諸技

能の指導、視覚認知の基礎指導、視覚補助具の活用、情報機器や情報通信ネットワークの活用等が挙げられるが、これらを見ていくと、一つ一つはスペシャリストとしての専門性が要請される。さらには、空間概念形成や視覚補助具の活用など、教科の中でも指導していくものが多く、自立活動と教科や領域との関連を図っていくことが要求される。また、点字の指導や情報機器の活用など、教材・教具の整備を充実することが課題となっている。

教材等の物的資源の整備は、何らかの対応が可能であるが、専門性を持った教員等の配置や関係機関等の連携など、教育環境の整備と、これまで以上の学部を通した一貫的・統一的な自立活動の指導体制を構築することが、自立活動の専門性の向上につながっていくものと思われる。

ウ 地域の教育支援機能としての対応

盲学校は視覚障害教育の専門部門としての役割を、より一層果たせるようにしていかなければならない。まずは、校内の指導体制を整備し、障害のある子どもの養育・教育に関する相談や就学や学習に関する相談、さらには、卒業後の進路・就職に関する相談機能を整備・充実することが必要である。いま、盲・聾・養護学校は、特別支援教育における地域のセンター的機能を発揮することが求められている。

盲学校におけるセンター的機能としては、以下の機能が提言され実施されてきている。

- a 視覚に障害のある乳幼児から中途失明者までの相談機能
 - b 盲学校以外に在籍している幼児児童生徒や担当者への指導機能
 - c 地域の小・中学校や福祉施設などの機関を対象にした教職員への研修機能
 - d 地域の視覚に障害のある子どもの教育支援に関わる情報の提供機能
 - e 地域の人々や視覚障害者の生涯学習支援機能
- これらのセンター的機能がさらに推進していくには、教職員の意識改革と校内体制の整備を進めるとともに、教育相談等の教育課程上の位置づけを明確にし、教材や情報等の提供と教育支援システムの構築を図ることが望まれる。

（千田 耕基）